

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 コンプライアンス規程

規程第 10 号

(目 的)

第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会（以下「当団体」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、定款第 3 条に基づき当団体のコンプライアンスに関し、基本となる事項を定め、もって、当団体に対する社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、定款に定める諸規程等を遵守することをいう。
- (2) コンプライアンス違反事案とは、役職員に関わる法令、定款に定める諸規程等に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

(役職員の責務)

第 3 条 役職員は、第 1 条の目的をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、高い倫理観と社会的良識をもって業務を遂行しなければならない。

(コンプライアンス推進体制)

第 4 条 当団体におけるコンプライアンス推進の最高責任者（以下「最高責任者」という）は、理事長とする。

- 2 当団体における、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という）を置く。
- 3 コンプライアンス総括責任者は、副理事長をもって充てる。
- 4 当団体におけるコンプライアンスの推進に関し指揮させるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という）を置く。
- 5 推進責任者は、総務担当理事をもって充てる。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について、統括責任者を補佐し、実務上の責任を負う。また、競争的資金等の運営・管理に係る全ての役職員に対しコンプライアンス教育の実施状況を管理し、役職員が適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし必要に応じて改善を指導する。

(報 告)

第 5 条 役職員は、コンプライアンス違反事案を把握した場合、速やかに推進責任者にその内容を報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス違反事案のうち重要なものについて、総括責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた総括責任者は、当該コンプライアンス違反事案のうち重要なものについて、最高責任者に報告しなければならない。

(通 報)

第 6 条 前条の 1 及び 2 の報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該役職員

は、その報告を行わず、事業活動上の不正防止等に関する規程に定める通報窓口
に通報することができる。

- 2 前項の通報を受けた者は、当該コンプライアンス違反事案のうち重要なものにつ
いて、推進責任者へ報告しなければならない。

(役職員による情報提供等)

第7条 前2条の規定は、役職員及び関係者がコンプライアンス違反事案に係る情報を役
職員に対して提供し、又は前条の通報窓口を利用することを妨げるものではない。

(報告者の責務)

第8条 コンプライアンス違反事案に係る報告又は通報を行う者(以下「報告者」という。)
は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹
謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(コンプライアンス違反事案への対応に当たっての適切な配慮)

第9条 総括責任者及び推進責任者は、当団体におけるコンプライアンス違反事案への対
応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じな
ければならない。

- (1) 報告者又は当該コンプライアンス違反事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱
いを受けないようにすること。
- (2) 当該コンプライアンス違反事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー
等を不当に侵害することのないようにすること。
- (3) 当該コンプライアンス違反事案に係る調査に当たって、必要に応じて専門的な知見
を有する者の参画を得るなどその客観性及び公正性を確保すること。

(最高責任者が行う措置)

第10条 最高責任者は、第5条及び第6条に基づく報告、通報、および情報提供等を受けた
ときは、必要に応じ当該行為等を停止し、又は適切な状態に回復させるとともに、
再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

(事前相談)

第11条 役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うとき
は、あらかじめ総務担当理事に相談しなければならない。

(改正)

第12条 本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則 本規程は、令和2年2月1日から施行する。